資料３

ｉバス路線の検討経過

■平成 28 年５月１２日　平成 28 年度第２回バス事業者検討会

見直し路線案について検討した。自治会代表者検討会で評価の高かった案⑦の修正案について、概ね了承いただいた。

■平成 28 年５月１６日　平成 28 年度第１回市民代表者合同検討会

見直し路線案について再度検討した結果、右回り、左回り、平尾団地から市立病院への路線を運行することで意見統一され、残りの路線の運行経路を最終的に協議していけばよいのではとの結論となった。

【会議での意見】

・路線バスの運行との兼ね合いから、若葉台四丁目方面への運行要望は撤回する。

■平成 28 年５月１９日　平成 28 年度第１回稲城市地域公共交通会議

車両を１台増車し、案⑦の修正案をベースに検討を進めていくこととなった。

■広報いなぎ6月１日号に見直し路線案を掲載

長峰地区の運行は、西向きはすべて尾根幹線道路を運行する形で掲載したところ、事務局宛てに、「家族が身体障害者であり、市立病院などから長峰小学校バス停を利用している。障害のため、移動に通常の何倍もの時間がかかるため、長峰中央通りへの運行を廃止しないでほしい」との意見があった。

■平成 28 年６月８日　平成 28 年度第２回市民代表者合同検討会

見直し路線案の経路の細部の修正を行った。

【会議での意見】

・6 月 1 日広報でお知らせした見直し路線案について、各自治会、各団体に反対意見などの反響は特になかった。

・ｉバスの平尾団地から南多摩駅までの往復路線における長峰地区での西方向へ運行する経路は、現行のＢコースの様に尾根幹線道路ではなく長峰中央通りを運行する方が良いのではないかとの意見があった。

■平成 28 年 6 月 23 日　平成 28 年度第３回バス事業者検討会

見直し路線案の修正部分について検討を行った。

【会議での意見】

・ｉバスの平尾団地から南多摩駅までの往復路線における長峰地区での西方向へ運行する経路は、長峰中央通りを運行すると路線バスとの競合があり、尾根幹線道路を運行するようにお願いしたい。

■平成 28 年 6 月 30 日　平成 28 年度第３回市民代表者合同検討会

見直し路線案再度検討を行った。

【会議での意見】

・長峰中央通りの路線バスとの競合については、南多摩駅から長峰中央通りを経由して若葉台駅へ向かう路線バスの運行は、平日の朝夕の通勤時間帯のみであるため、ｉバスの平尾団地から南多摩駅までの往復路線において、長峰中央通りを往復とも運行して欲しい。

・市民代表者合同検討会としては、長峰地区の意見を尊重する。

■平成 28 年 7 月 6 日■　平成 28 年度第２回地域公共交通会議

（仮称）はるひ野路線の若葉台方面への運行について、長峰地区は、長峰中央通りの運行を希望、バス事業は、尾根幹線道路の運行を希望と意見が分かれ、別途協議することとなった。

■平成28年7月9日　長峰連合会会長（堀田委員）が長峰連合会にて地域公共交通会議の状況を報告

・長峰地区の考え、路線バス事業者の考え、地域公共交通会議での主な意見を報告した。（別紙参照）

・長峰連合会としては、長峰中央通りを運行することを要望するとともに、今後の対応については堀田委員に一任することとなった。

■平成 28 年 7 月14日　長峰連合会会長（堀田委員）とバス事業者による調整会議を開催

・長峰連合会会長からは（仮称）はるひ野路線の若葉台方面への運行について、第Ⅱ期見直しに限り長峰中央通りの運行とし、第Ⅲ期見直しでは全て尾根幹線を運行するという案が提示された。

・バス事業者からは、地域公共交通会議にて当事者以外の意見を聞いて結論を出すべきとの意見があった。

・長峰連合会会長とバス事業者の意見が分かれ合意にいたらなかった。

・長峰地区の運行について決定するため、臨時で地域公共交通会議を開催することとなった。